

組合年度末事務手続

— 改正組合法施行後の通常総会に係る事務手続等 —

昨年4月1日に改正組合法が施行され、中央会では4回の講習会を開催し法律等の改正点についてご説明させていただきました。しかし、具体的な事務手続については不明な点もあると思いますので、以下に年度末からの組合事務手続についてご案内致します。

通常総会の手続きフロー図 (3月決算、5月29日開催例)

3/31 決算手続

↓ ○決算関係書類、事業報告書の作成

4/8 「決算関係書類」「事業報告書」を監事に提出



5/7 監事の監査報告

↓ ○監事の受領日より4週間を経過した日（ただし、4週間以内に監事が通知することは可能）

↓ ○監査権限を会計に関するものに限定した組合は「事業報告書」の監査権限がないことを明示。

5/7 理事会招集通知の発出

↓ ○理事(監事に業務監査権限を付与している組合は理事及び監事)全員の同意があれば招集手続きの省略可

↓ ○1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間

↓ ○業務監査権限を付与している組合は、各理事に対しても発出しなければならない。

5/14 理事会の開催

↓ ○通常総会の開催及び議案の議決

↓ ○監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認

5/15 「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

↓ ○通常総会の日から2週間前の日から5年間備え置くことが必要

5/18 総会招集通知の発出・「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供

↓ ○議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」を添付する。

↓ ○10日前までに到達するよう発出

↓ ○組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可

↓ ○10日を下回る期間を定款で定めた場合はその期間

5/29 通常総会の開催

↓ ○決算関係書類、事業報告書の承認

↓ ○その他

5/29 理事会の開催

↓ ○役付理事の選出

*通常総会で定款変更を検討中の会員組合様におかれましては、申請手続きがスムーズに行えるよう事前に中央会にご相談下さいませようお願い致します。(中央会指導相談室)

1. 提出・届出

組合には、「中小企業等協同組合法」等によって、所管行政庁へ届出を要する事項が定められています。事業協同組合の場合の決算関係書類の提出、役員変更届の手續を次に示します。

(1) 決算関係書類の届出

決算関係書類は、毎事業年度ごとに、通常総会終了後2週間以内に所管行政庁へ提出しなければなりません。(法第105条の2)

また、3ヵ年間連続して提出を怠りますと解散命令の対象組合となりますので、ご留意下さい。

書類等は以下のとおりです。

① 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

(右の書式参照)

② 事業報告書

③ 財産目録

④ 貸借対照表

⑤ 損益計算書

⑥ 剰余金処分又は損失の処理方法を記載した書面

⑦ 事業計画書

⑧ 収支予算書

⑨ 通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

(2) 役員変更届

役員の氏名、役職に変更があった場合に、その都度所管行政庁へ変更の日から2週間以内に届ける必要があります。(法第35条の2)

書類等は以下のとおりです。

① 中小企業等協同組合役員変更届書 (右の書式参照)

② 変更した事項を記載した書面 (役員名簿新旧対照表)

③ 変更の年月日

④ 変更の理由

⑤ 通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

⑥ 理事会の議事録又はその謄本

(3) 登記

次の登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。

① 代表理事の変更等の変更登記

変更後2週間以内。ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、事業年度終了後4週間以内でよい。

② 定款変更を伴う変更登記

名称、事務所所在地、事業、地区、出資一口の金額、出資払込の方法、公告の方法。

認可書到達後2週間以内。

平成20年〇月〇日

様

組合住所

組合名

代表理事氏名

㊤

(電話)

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

(添付書類)

(1) 事業報告書

(2) 財産目録

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書

(5) 剰余金の処分又は損失の処理方法を記載した書面

(6) 前各号の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

平成 年 月 日

様

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名 ㊤

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。